

○山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の制定について

〔平成26年12月10日〕
例規甲（備一資）第43号

この度、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）の施行に伴い、山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年山梨県警察本部訓令第15号）を制定し、平成26年12月10日から施行することとしたが、その趣旨等については次のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

法第5条第3項に規定する指示を受けた山梨県警察が、当該指示に係る特定秘密の保護に関し講ずべき措置及び法第12条第1項に規定する適性評価に関し実施すべき措置等を定め、山梨県警察における特定秘密の保全に万全を期することとした。

第2 解釈及び運用

1 保全責任者等（第3条関係）

保全責任者は、警備部警備第一課長とする。また、警備部警備第一課次席を臨時代行職員とし、特定秘密の保全に関する業務を行う課長補佐を保全責任者補助者とする。

2 職員の範囲（第4条関係）

特定秘密管理者は、指定された特定秘密ごとに当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を記載した書面を作成し、指定書とともに保管するものとする。

3 特定秘密文書等の保管容器（第15条関係）

第4項の「特定秘密管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に特定秘密管理者が定めることとする。

4 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機（第17条関係）

第1項の「特定秘密管理者が認めたもの」は、K A Iシステムとする。また、共有フォルダに保存された特定秘密を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルをK A Iシステムの端末装置のローカルフォルダに移動させた後に行うものとする。

5 交付及び伝達の承認（第21条関係）

当該特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている同一の所属の職員の間における特定秘密の交付又は伝達は、あらかじめ特定秘密管理者が承認したものとみなす。

6 運搬の方法（第22条関係）

運搬することができない、又は不適當であるときの運搬方法については、当該特

定秘密文書等の実情に応じ、特定秘密管理者が個別に定めることとする。

7 文書及び図画の封かん（第24条関係）

「特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたとき」とは、警察本部内において立入制限（ICカード式符錠等の鍵により立入制限を行い、かつ、行先の担当者の承諾を得なければ立ち入ることができない場合に限る。）を行っている取扱場所相互間を運搬する場合とする。

8 伝達の方法（第28条関係）

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により特定秘密を伝達してはならないものとする。

9 特定秘密文書等保管管理簿（第29条関係）

特定秘密文書等保管管理簿の作成は、保管する特定秘密文書等が大量となる場合その他必要な場合に行うものとする。